

<原産品申告書記載要領>

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む）			
No.	2. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号（6桁、HS 2017）	4. 適用する原産性の基準（A、B、C（Cの場合1、2、3）） 適用するその他の原産性の基準（D、E）
	品名は、対象となる製品と関連付けるために十分なものとする。		該当する特惠基準（A、B、C）のいずれかを必ず記載する。なお、Cの場合には実際に適用される品目別規則の種類に応じて（1、2、3）のいずれかを必ず記載する。また、必要に応じてD又はEを記載する。
5. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間）			
同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間（12箇月を超えない期間）を記載する。 (例：2019年2月1日から2020年1月31日)			
6. その他の特記事項			

7. 以上のとおり、2. に記載する製品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

輸入者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。なお、輸出者又は生産者が作成する場合には、附属書3-Dに規定する申告文を用いて仕入書その他の商業上の文書上に作成する必要があります。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は居所

※A：完全生産品、B：原産材料のみから生産される製品、C：実質的変更基準を満たす製品、1：関税分類変更基準、2：付加価値基準、3：加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合 D：累積、E：許容限度

(規格A4)